

同一労働同一賃金

同一労働同一賃金の 具体例③

（各種手当）

朋労務コンサルタントオフィス所長
(一社)名北労働基準協会
労働相談室相談員
社会保険労務士
藤原朋子

5

多くの会社では、従業員に様々な手当を支給しています。役職手当、資格手当、無事故手当、皆勤手当、住宅手当、通勤手当、時間外労働手当など、支給目的に合わせてその種類は会社によりさまざまです。

来年4月から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（現在のパートタイム労働法）にて、短時間労働者や有期契約労働者に対する通常の労働者（一般的には正社員）との不合理な待遇差が禁止されますが、「同一の役

一労働同一賃金ガイドライン」（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理的な待遇の禁止等に関する指針。以下ガイドラインといいます）では、各種手当についても不合理な待遇差になるかどうかを例示しています。

【問題とならない例】
○精皆勤手当について、通常の労働者には、欠勤時に考課上のマイナス査定が行われ、皆勤の場合も皆勤手当を支給している。有期雇用の場合は欠勤時もマイナス査定を行つておらず、その見合い

の範囲内で皆勤手当は支給しない。
○通勤手当について、通常の労働者については、通勤手当は交通費実費の全額を支給。他方、採用圏を近隣に限定しているパート労働者が、その後、本人の都合で圏外へ転居

職名であり、内容・責任も同一である役職に就く有期雇用労働者に、低い役職手当を支給。

○賞与について、通常の労働者には職務内容や貢献等にかかわらず全員に何らかの支給をしているが、有期雇用労働者又はパート労働者には支給していない。



した場合には、圏内の公共交通機関の費用の限りにおいて、通勤手当を支給。

【問題となる例】
○役職手当を役職の内容に対して支給しようとする場合について、通常の労働者の店長と同一の役

各種手当は、その項目ごとに支給事由が定められています。その事由が有期契約労働者やパートタイム労働者にも当てはまる場合は、通常の労働者と同様の支給が求めら

年2月15日判決)

有期契約労働者やパートタイム労働者であると

いることなどから、この賞与は、賞与算定期間に就労していたことの対価であり、アルバイトへの不支給は不合理であるという判決もなされています。（大阪高裁平成31年2月15日判決）

去の裁判でも、例えば精勤手当について、一日も欠かさず出勤することを奨励する趣旨で支給されるものであり、正社員と嘱託乗務員の職務の内容が同一である以上、皆勤を奨励する必要性に相違

イラスト・森沢康代